

平成18年5月31日

各位

会社名 イメージ情報開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 代永 衛  
(コード番号 3803 大証ヘラクレス)  
問合せ先 取締役副社長 代永拓史  
(TEL 03-3503-0291)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月31日開催の取締役会において、「定款変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに今後の事業展開に備え、事業目的を一部修正し、併せて文言の修正を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)およびその関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当会社に必要な規定の新設および規定の削除・修正等の変更を行うものであります。
  - ① 会社法施行に伴い、定款に定めのあるとみなされる事項を定めるものであります。
    - ・ 取締役会および監査役を置く旨の規定(変更案第4条)
    - ・ 株券を発行する旨の規定(変更案第7条)
    - ・ 株主名簿管理人を置く旨の規定(変更案第9条)
  - ② 公告の方法を東京都において発行する日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
  - ③ 株主総会参考書類等をインターネットによる開示により、みなし提供を可能とするよう定めるものであります。(変更案第17条)
  - ④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう定めるものであります。(変更案第24条)
  - ⑤ 取締役および監査役が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分発揮できるよう、また、社外取締役および社外監査役それぞれの候補者の確保ができるよう取締役および監査役の責任免除に関する規定(変更案第28条・第33条)を新設するものであります。なお、取締役の責任免除に関する規定については、監査役の全員一致による同意を得ております。
  - ⑥ その他、規定の整備、条文・用語の修正等の所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策を図るため、発行可能株式総数を改めるものであります。(変更案第6条)
- (4) 取締役の業務執行について、職務権限規程に集約するものとし、定款から該当する規定を削除するものであります。(現行定款第19条)
- (5) その他、条数の変更ならびに法律の引用条文および用語の変更を行うとともに、表現方法および字句の修正を行う等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以 上

## 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、イメージ情報開発株式会社と称し、 英文では、Image Information Inc.と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ビジネス戦略の立案・コンサルティング <u>及び</u> 情報システムの設計・開発・保守	1. ビジネス戦略の立案・コンサルティング <u>および</u> 情報システムの設計・開発・保守
2. 情報処理の受託・運営代行 <u>及び</u> 附帯するファイナンスサービス	2. 情報処理の受託・運営代行 <u>および</u> 附帯するファイナンスサービス
3. 情報システム <u>及び</u> 関連する機器材の輸入・販売・保守	3. 情報システム <u>および</u> 関連する機器材の輸入・販売・保守
4. 情報関連の出版・通信サービス <u>及び</u> 教育・セミナーの開催	4. 情報関連の出版・通信サービス <u>および</u> 教育・セミナーの開催
5. 生命保険の募集に関する業務 <u>並びに</u> 損害保険の代理店業務	5. 生命保険の募集に関する業務 <u>および</u> 損害保険の代理店業務
6. 労働者派遣事業	6. 労働者派遣事業
7. 知的所有権(特許権、実用新案権等)の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持 <u>及び</u> 管理 <u>並びに</u> それらを通じた事業の企画・立案	7. 知的所有権(特許権、実用新案権等)の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持 <u>および</u> 管理 <u>ならびに</u> それらを通じた事業の企画・立案
<u>8. オゾン水・オゾンガスを利用した化粧品・医薬品等の商品及び浄水器・空気清浄機等の機器の企画・開発及び販売</u>	(削除)
<u>9. 前各号に附帯する一切の業務</u>	<u>8. 前各号に附帯する一切の業務</u>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
	第4条 当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、<u>28,800株</u>とする。 ただし、<u>株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p><u>(基 準 日)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>35,600株</u>とする。 (削除)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、株券喪失登録の<u>手続</u>、端株の買取り、届出の受理<u>その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めるほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(業務執行)</p> <p><u>第19条</u> 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p><u>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>し</u>または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p>第33条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、<u>法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>